

令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

令和 4 年12月20日

閣 議 決 定

5 義務付け・枠付けの見直し等

【総務省】

（ 1 ） 地方自治法（昭22法67）

- （ i ） 会計年度任用職員（地方公務員法（昭25法261）22条の2）に係る手当（203条の2第4項及び204条2項）については、勤勉手当の支給について検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。